

低所得世帯に対する水洗便所設置費等資金貸付申込について

- ※ 貸付金額は、くみ取便所を水洗便所に改造するための工事又は浄化槽を廃止してし尿を直接公共下水道に放流できるようにするための工事に要する費用から、低所得世帯に対する補助金の額を差し引いた額とし、**10万円を限度(無利息)**とします。 ※排水設備係で見積書を精査し、貸付額を決定します。
- ※ 貸付金は、貸し付けた月の翌々月から**36か月以内の毎月均等分割払い**で口座振替により、償還していただきます。(分割回数は、36回以内で、任意で選べます。)
- ※ 水洗便所設置費等資金貸付申込書は、排水設備確認申請と同時に提出していただきます。
- ※ 貸付決定通知書を受けた日から2か月以内に工事を完了しなければなりません。

〔貸付申込書記入要領〕

- 貸付申込者の㊦と、連帯保証人の㊦は、**実印**を押印する。
- 排水設備計画確認申請書に添付する見積書中、「契約金額」の横には貸付申込者の氏名・実印を押印する。
- 「勤務先」欄は、勤務している会社名等を記入する。
- 「貸付申込金額」欄は、算用数字で記入する。(例: ¥100,000 円)
- 「連帯保証人」欄中、「貸付申込者との関係」は、**具体的に記入**する。(例: 妻の弟・妹の夫)

〔添付書類〕(下記の番号順に並べてください。)

貸付申込者 (満20歳以上)

1. 下水道排水設備計画確認申請書
2. 印鑑証明書
3. 住民票謄本(特別)「本籍及び続柄の記載があるもの」(複写したもので可)
4. 貸付申込者を含め世帯全員の所得証明書 (複写したもので可)
5. 貸付申込者を含め世帯全員の市税及び国民健康保険税の完納証明書 (複写したもので可)
6. 土地・家屋の固定資産評価証明書 (複写したもので可)

◎貸付の対象者

- (1) 家屋(賃貸住宅を除く)を所有し、かつ当該家屋に居住している者であること。
- (2) 貸付対象者及びその属する世帯全員が年間所得50万円未満であること。
- (3) 貸付対象者及びその属する世帯全員が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (4) 水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (5) 確実な連帯保証人があること。
- (6) 土地・家屋が共有名義となっている場合は、書面により共有者の同意を得ること。
- (7) 借地の場合は、書面により地主の承諾を得ること。
- (8) 同居世帯がある場合は、当該同居世帯も上記(2)～(4)の要件を備えていなければならない。

※注1 **固定資産評価証明書の「所有者」欄の氏名、及び住民票謄本を確認してください。**

※注2 収入と所得は違います。所得とは収入金額から、その収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を差し引いた後の金額です。**所得証明書の「合計所得」欄の金額を確認してください。**

連帯保証人 (満20歳以上)

1. 印鑑証明書
2. 住民票抄本(特別)「本籍の記載があるもの」
3. 所得証明書

◎連帯保証人の要件

- (1) **沖縄県本島内**に住所を有していること。
(沖縄本島と埋立、海中道路、架橋等で連結された島を含む。)
- (2) **年間所得金額 100万円以上**の方。
- (3) **同居人以外**であること。

※ 貸付要件等にわからない事がありましたら、申請前に必ず料金サービス課までご連絡下さい。

那覇市上下水道局 料金サービス課 排水設備係 (電話 941-7810)